



金 沢 市 公 報

号外第5号の2

令和元年(2019年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則 (人 事 課) 13
○谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例の施行期日を定める規則 (企画調整課) 1		○金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 14
○谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則 (") 1		○金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (") 14
○金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の施行期日を定める規則 (景観政策課) 6		○金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則 (衛生指導課) 15
○金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則 (") 6		○金沢市危険物規制規則の一部を改正する規則 (予 防 課) 15

規 則

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例の施行期日を定める規則

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例(平成30年条例第54号)の施行期日は、令和元年7月26日とする。

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例(平成30年条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館(以下「建築館」という。)の展示資料を観覧しようとする者(次条に規定する前売り券、優待券又は招待券により観覧しようとする者を除く。)は、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(前売り券等)

第3条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、前売り券、優待券又は招待券を発行することができる。

(前売り券等の提示)

第4条 前売り券、優待券又は招待券は、建築館の展示資料を観覧するときに、これを提示しなければならない。

(観覧料金等の後納)

第5条 条例第9条第3項ただし書又は第13条第4項ただし書の規定に基づき観覧料金又は特別観覧料金を後納させることができる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合とする。

(展示資料等の特別観覧)

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、模造、熟覧、写真原板の使用及びデジタルデータの使用とする。

(特別観覧の承認申請)

第7条 条例第10条第1項の規定により、建築館に保管され、又は展示されている資料(以下「展示資料等」という。)の特別観覧の承認を受けようとする者は、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館特別観覧申請書(様式第1号。以下「特別観覧申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 特別観覧申請書には、観覧しようとする展示資料等が寄託されたものであるときは当該寄託者の同意を得た書面を、他に著作権者があるものであるときは当該著作権者の同意を得た書面をそれぞれ必要に応じて添付しなければならない。

(特別観覧申請書の受付期間)

第8条 特別観覧申請書の受付期間は、特別観覧をする日の6か月前の日の属する月の初日から当該特別観覧をする日までとする。

(特別観覧承認書の交付)

第9条 市長は、展示資料等の特別観覧を承認したときは、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館特別観覧承認書(様式第2号)を当該申請をした者に交付する。

(特別観覧承認書の提示)

第10条 前条の特別観覧承認書は、特別観覧の際に、これを提示しなければならない。

(特別観覧の方法)

第11条 特別観覧は、建築館の職員による指示の下に、当該職員が指定する場所において行うものとする。

(特別観覧料金)

第12条 条例第13条第3項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(特別観覧料金の免除)

第13条 条例第14条の規定に基づき特別観覧料金を免除する場合は、国、地方公共団体その他公共団体が発行する印刷物を作成する目的で特別観覧が行われる場合とする。

(特別観覧後の点検)

第14条 特別観覧の承認を受けた者は、特別観覧を終えたときは、直ちに建築館の職員に申し出て、点検を受けなければならない。

(入館の制限)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 建築館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(展示資料等の貸付け)

第16条 建築館の展示資料等は、建築館の業務に支障がなく、かつ、取扱い上の安全性が確保される場合で、他の公共団体、博物館、美術館等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により展示資料等の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

(資料の受託)

第17条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第18条 条例第21条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第21条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書

- (4) 経営状況に関する書類
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この規則は、条例の施行の日（令和元年7月26日）から施行する。
- この規則の施行の日から令和元年9月30日までの間の特別観覧に係る別表の規定の適用については、同表中「520円」とあるのは「510円」と、「4,190円」とあるのは「4,110円」と、「2,090円」とあるのは「2,050円」と、「3,140円」とあるのは「3,080円」とする。

別表（第12条関係）

区	分	金 額
撮影	学術研究用	520円
	その他	4,190円
模写		2,090円
模造		2,090円
熟覧		520円
写真原板の使用	学術研究用	520円
	その他	3,140円
デジタルデータの使用	学術研究用	520円
	その他	3,140円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

様式第1号 (第7条関係)

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館特別観覧申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の展示資料等の特別観覧をしたいので、次のとおり申請します。

特別観覧の目的					
特別観覧の日時		年 月 日 (曜日)	午前・午後	時	分から
		年 月 日 (曜日)	午前・午後	時	分まで
特別観覧の人数					
責任者の氏名					
展 示 資 料 等	名 称	作 者 名	点 数	区 分	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
特 別 観 覧 料 金	区 分		件 数	金 額	備考
	撮影			円	
	模写			円	
	模造			円	
	熟覧			円	
	写真原板の使用			円	
	デジタルデータの使用			円	
計			円		

様式第2号 (第9条関係)

収 第 号
年 月 日

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館特別観覧承認書

住 所
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の展示資料等の特別観覧について、次のとおり承認します。

特別観覧の目的					
特別観覧の日時		年 月 日 (曜日)		午前・午後	時 分から
		年 月 日 (曜日)		午前・午後	時 分まで
特別観覧の人数					
責任者の氏名					
展 示 資 料 等	名 称	作 者 名	点 数	区 分	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
				<input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 熟覧 <input type="checkbox"/> 写真原板の使用 <input type="checkbox"/> デジタルデータの使用	
特 別 観 覧 料 金	区 分		件 数	金 額	備考
	撮影			円	
	模写			円	
	模造			円	
	熟覧			円	
	写真原板の使用			円	
	デジタルデータの使用			円	
計			円		

様式第3号(第18条関係)

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

㊟

谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の施行期日を定める規則

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例(平成31年条例第4号)の施行期日は、令和元年10月1日とする。

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例(平成31年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(眺望点及び眺望景観形成区域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、眺望点及び眺望景観形成区域(以下「形成区域」という。)の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該眺望点及び形成区域の指定の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該形成区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、眺望点及び形成区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(眺望景観形成基準の案の縦覧等)

第4条 市長は、眺望景観形成基準(以下「形成基準」という。)の案を作成したときは、その旨を公告し、当該形成基準の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該形成基準に係る形成区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、形成基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(形成区域内の行為に関する届出)

第5条 条例第11条第1項の規定による届出は、眺望景観形成区域内行為の届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第5項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

3 条例第11条第2項の規定による届出は、眺望景観形成区域内行為の変更届出書(様式第2号)により行うものとする。

4 第1項又は前項の届出書には、眺望景観自己診断書(様式第3号)及び別表第1の左欄に掲げる行為の種類の違いに応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を明示した同表の中欄に掲げる図面等を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第6条 条例第11条第5項第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(3) 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第12条の承認を受けて行う行為

(4) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第4条第1項の許可を受けて行う行為

2 条例第11条第5項第5号に規定する規則で定める工作物は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則(平成21年規則第58号)第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第11条第5項第7号に規定する規則で定める屋外照明設備の設置又は改良(以下「設置等」という。)は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の設置等とする。

4 条例第11条第5項第8号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

(4) 建築物及び工作物(広告物及び広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)に係るものを除く。以下「建築物等」という。)の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「新築等」という。)で、別表第3の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

(眺望景観形成協定の認定の申請)

第7条 条例第16条の規定による眺望景観形成協定(以下「形成協定」という。)の認定を受けようとする者は、眺望景観形成協定認定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 形成協定書の写し

(2) 形成協定を締結した理由書

(3) 形成協定の対象となっている土地の区域を表示する図面

(4) その他市長が必要があると認める書類

(形成協定の認定書の交付)

第8条 市長は、前条の規定により形成協定の認定の申請があったときは、その内容を審査し、当該内容が美しい眺望景観の形成に寄与すると認めるときは、眺望景観形成協定認定書(様式第5号)を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日(令和元年10月1日)から施行する。

2 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「眺望景観及び保存対象物等」を「保存対象物等」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 保存対象物等

第16条から第19条までを次のように改める。

第16条から第19条まで 削除

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3及び別表第4 削除

様式第15号から様式第17号までを次のように改める。

様式第15号から様式第17号まで 削除

別表第1（第5条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物等の新築等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの）	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物等並びに色彩（マンセル値を表示したもの）
	断面図	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	行為後の合成写真	眺望点からの行為後の合成写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	行為後の合成写真	眺望点からの行為後の合成写真
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線、広告物等を表示又は設置をする位置
	仕様書及び立面図	広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩並びに広告物等の表示又は設置の方法
	建築物を利用する広告物等にあつては当該建築物の立面図	建築物の高さ及び壁面の面積並びに当該建築物と広告物等との位置関係
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真、周辺との関係写真及び敷地内の現に表示又は設置をされている広告物等の写真
	行為後の合成写真	眺望点からの行為後の合成写真
屋外照明設備の設置等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	行為地の境界線並びに建築物、工作物、樹木及び屋外照明設備の位置
	断面図	行為地及び主要構造物等の断面並びに屋外照明設備の位置
	着色した屋外照明設備の姿図	屋外照明設備の形状、寸法、色彩その他の意匠、材質及び照明器具
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	行為後の合成写真	眺望点からの行為後の合成写真

備考 図面には縮尺を記入してください。

別表第2 (第6条関係)

地 域	規 模
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率が200パーセントの区域に限る。）、準工業地域及び市街化区域以外の区域（通りの眺め近景形成区域を除く。以下「第1種低層住居専用地域等」という。）	当該屋外照明設備の設置等がなされる建築物又は工作物の高さが10メートル以下のもの
近隣商業地域（容積率が300パーセントの区域に限る。）、商業地域、工業地域及び工業専用地域（通りの眺め近景形成区域を除く。以下「近隣商業地域等」という。）	当該屋外照明設備の設置等がなされる建築物又は工作物の高さが15メートル以下のもの
通りの眺め近景形成区域	当該屋外照明設備の設置等がなされる建築物又は工作物の高さが1.5メートル以下のもの

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
 - (2) 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
 - (3) 高さ 地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）からの高さをいう。
 - (4) 通りの眺め近景形成区域 条例第7条第1項第3号に規定する通りの眺めに該当する眺望景観を享受することができる地点として市長の指定を受けた眺望点からの形成区域（近景形成区域に限る。）をいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第3 (第6条関係)

地 域	規 模
第1種低層住居専用地域等	建築物又は工作物の高さが10メートル以下のもの
近隣商業地域等	建築物又は工作物の高さが15メートル以下のもの
通りの眺め近景形成区域	建築物又は工作物の高さが1.5メートル以下のもの

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高さ 地盤面からの高さをいう。
 - (2) 通りの眺め近景形成区域 条例第7条第1項第3号に規定する通りの眺めに該当する眺望景観を享受することができる地点として市長の指定を受けた眺望点からの形成区域（近景形成区域に限る。）をいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

様式第1号 (第5条関係)

眺望景観形成区域内行為の届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名



金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	金沢市		
行 為 地 の 地 目		地 積	m ²
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
土地所有者の住所及び氏名			
設計者の住所及び氏名			
施工者の住所及び氏名			
眺望景観形成区域の名称			
都市計画の地域地区	用 途 地 域		
	防 火 地 域 ※	<input type="checkbox"/> 防火	<input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし
その他の指定区域等			
行 為 の 種 類 ※	<input type="checkbox"/> 建築物の	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物の (門、塀等)		
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
	<input type="checkbox"/> 広告物の	<input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 内容変更	
	<input type="checkbox"/> 広告物を掲出する物件の	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
<input type="checkbox"/> 屋外照明設備の	<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 改良	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

(裏)

建築物の概要	主 要 用 途				
	構 造		造 階建て(地上 階 地下 階)		
			届出部分	届出以外の部分	合 計
	敷 地 面 積		—	—	m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
	建 築 物 の 高 さ		m	m	
	建 蔽 率		—	—	%
	仕上げ材	屋 根			
		外 壁			
	色 彩	屋 根			
		外 壁			
屋上設備	種 別		外 構		
	高 さ	m	(塀、植栽等)		

工作物、広告物等の概要	種 類			
	構 造			
	高 さ	m	延 長 ・ 幅	m m
	数 量		面 積	m ²
	仕 上 げ の 方 法			
	色 彩			
	そ の 他 の 内 容			

木竹の伐採の概要	区 分			
	行 為 の 目 的			
	伐採地の面積・本数	m ² 本	伐採面積・本数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目 回 り 寸 法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

屋外照明設備の概要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	照明器具(光源を含む。)			
	屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠			
	そ の 他 の 内 容			

様式第2号 (第5条関係)

眺望景観形成区域内行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

印

金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

眺望景観形成区域内行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
行為の場所	
土地所有者の住所及び氏名	
設計者の住所及び氏名	
施工者の住所及び氏名	
眺望景観形成区域の名称	
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号 (第5条関係)

眺望景観自己診断書

眺望景観の形成方針	街並み・地形との調和、眺望景観への配慮等
-----------	----------------------

項 目	内 容	工夫や配慮をすること
建築物 又は工 作物	高 さ	最高の高さ等
	配 置	配置、道路・隣地からの後退距離等
	形 態 意 匠	建築物の形、勾配屋根等の上部形態等
		屋根、外壁の素材、仕上げ等
		色相、明度、彩度等
	屋 外 設 備	設置位置、意匠等
そ の 他		
敷地利 用等	緑 化	緑被率、樹種、配置等
	木竹の伐採	伐採地の面積・本数、樹高等
	広 告 物 等	面積、色彩、形態等
	屋 外 照 明	屋外照明設備の設置位置、照明器具（光源を含む。）等
	垣 ・ 柵	種類、構造等
	駐 車 場 等	配置、外部からの見え方等
	そ の 他	
行為後の合成写真※	<input type="checkbox"/> あり	眺望点
	<input type="checkbox"/> なし	理由

備考 ※の欄は、該当するものの前の口にしを記入してください。

様式第4号(第7条関係)

眺望景観形成協定認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

印

眺望景観形成協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称		
協定締結者数		
区 域	含まれる町の名称	
	面 積	
	用途地域	
	その他の地域地区	
協定の概要		
協定の有効期間		
違反があった場合の措置		
協定の変更又は廃止の手続		

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第8条関係)

認定第 号

眺望景観形成協定認定書

協定の名称

協定の区域

上記を金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例第16条の規定に基づく眺望景観形成協定として認定します。

年 月 日

金沢市長

印

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表生涯学習課の項を削り、同表キゴ山ふれあい研修センターの項の次に次のように加える。

長土堀青少年交流センター	運動着	4	甥杉少年の森で業務を行う者に限る。
--------------	-----	---	-------------------

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「又はキゴ山ふれあい研修センター」を「、キゴ山ふれあい研修センター又は長土塀青少年交流センター」に改める。

別表第1甲表中「及びキゴ山ふれあい研修センターの」を「、キゴ山ふれあい研修センター及び長土塀青少年交流センターの」に、「及びキゴ山ふれあい研修センターで」を「並びにキゴ山ふれあい研修センター及び長土塀青少年交流センターで」に改める。

別表第4中

「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">キゴ山ふれあい研修センター</td> <td style="width: 40%;">所長</td> </tr> </table>	キゴ山ふれあい研修センター	所長	」を		
キゴ山ふれあい研修センター	所長					
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">キゴ山ふれあい研修センター</td> <td style="width: 40%;">所長</td> </tr> <tr> <td>長土塀青少年交流センター</td> <td>所長</td> </tr> </table>	キゴ山ふれあい研修センター	所長	長土塀青少年交流センター	所長	」に
キゴ山ふれあい研修センター	所長					
長土塀青少年交流センター	所長					

改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第3条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「キゴ山ふれあい研修センター所長」を「キゴ山ふれあい研修センター所長 長土塀青少年交流センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月7日から施行する。

金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則(平成14年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4月、8月及び12月」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 改正前の金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則の規定に基づいて支払われた令和元年7月分の児童扶養手当は、改正後の金沢市児童扶養手当の支払日等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。
- 3 令和元年8月分の児童扶養手当については、改正後の規則(第2条第2項を除く。)の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成8年規則第58号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 第2条第1項、第3条、第4条第1項、第5条、第9条から第13条まで並びに第14条第1項及び第3項の規定は、令附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金及び令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、第2条第1項中「法第13条第1項、第31条の6第1項又は第32条第1項」とあるのは「令附則第7条第1項又は第8条第1項」と、「次に掲げる書類」とあるのは「それぞれ令附則第7条第1項又は第8条第1項の規定による貸付けを受けることができる者であることを証する書類」と、第4条第1項中「令第9条第1項(令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」とあるのは「令附則第7条第5項」と、第9条第1項中「令第8条第1項、第31条の6第1項又は第37条第1項」とあるのは「令附則第7

条第3項(令附則第8条第2項において準用する場合を含む。))と、「令第8条第2項、第31条の6第2項又は第37条第2項」とあるのは「令附則第7条第9項において準用する令第8条第2項又は令附則第8条第3項において準用する令第31条の6第2項」と、第10条中「令第8条第3項ただし書、第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書」とあるのは「令附則第7条第9項において準用する令第8条第3項ただし書又は令附則第8条第3項において準用する令第31条の6第3項ただし書」と、第11条第1項中「令第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項」とあるのは「令附則第7条第6項(令附則第8条第2項において準用する場合を含む。))と、第12条第1項中「令第19条第1項(令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。))とあるのは「令附則第7条第7項(令附則第8条第2項において準用する場合を含む。))と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 金沢市狂犬病予防法施行細則(昭和26年規則第11号)別記様式第8号の2及び別記様式第9号の2
- (2) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成3年規則第44号)別表の備考第1項及び第3項
- (3) 金沢市環境保全条例施行規則(平成10年規則第3号)別表第1その1の表1の項、別表第3その1ばいじんの表の備考第2項及び第4項並びに同その1有害物質の表の備考第2項及び第3項、別表第3その5の備考第3項、別表第5の備考第3項並びに別表第6の備考第3項

(金沢市火災予防条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市火災予防条例施行規則(昭和37年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第1号様式の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式の1から第2号様式の3までの規定中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式の4中「充てんする」を「充填する」に、「あて先」を「宛先」に、「けい留」を「係留」に、「充てん又は」を「充填又は」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式の1中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に、「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式の2から第3号様式の5までの規定中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式の6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4号様式から第6号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

金沢市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市危険物規制規則の一部を改正する規則

金沢市危険物規制規則(昭和58年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の正本及び副本」を「2通」に改め、同条第2項中「当該承認をした旨を記載した危険物
 仮貯蔵承認申請書の副本」を「危険物仮貯蔵承認書(様式第1号の2)」に改める。
 仮取扱い

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書
 仮取扱い

(宛先) 金沢市消防長		年 月 日	
		申請者 住所 (電話) 氏名 ㊟	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()	
	氏名		
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管 理 の 状 況			
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()	
	氏名		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		承認年月日 承認番号	
※ 手数料欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第2条関係)

	金沢市指令収 第 号 年 月 日
申請者 住 所 氏 名	様
	金沢市消防長 印
	危険物 仮貯蔵 承認書 仮取扱い
	年 月 日付けて申請のあった
	における危険物の 仮貯蔵 仮取扱い については、下記のとおり承認します。
	記
1 承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号
2 危険物の類、品名及び最大数量	
3 仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 この様式中仮貯蔵・仮取扱いの別について、不要なものは —— 線で抹消してあります。

様式第11号から様式第13号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に、「ごろ」を「頃」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「代表者氏名」の次に「及び」を加える。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年(2019年)6月28日 印刷
令和元年(2019年)6月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄